

図2 労働時間と非典型労働者の労働条件を規制する EU 指令の主な内容

1993年 労働時間指令

- 最長の週平均労働時間は 48 時間
- 夜間の労働時間の制限
- 1 日の休憩時間、週のうちの休日の賦与
- 年間 4 週間の有給休暇の賦与
- 仕事と家庭生活の両立を促進する労働時間に関する諸制度を作るように、社会的パートナー（経営者団体や労働組合）を奨励
- 特定部門や特定職業には例外を設ける（これについてはヨーロッパの共通レベルが現在検討中）

1997年 パートタイム労働者への均等待遇

- 比較できる労働をしているフルタイムとの均等な賃金率を払うこと。なお通常のフルタイム労働時間を超えて勤務する場合には、残業に対する時給を均等にすることも含む。
- 疾病手当、出産手当は時間比例であたえること。
- 休暇、出産休暇、親休暇、キャリアの中断、解雇規定、年金制度、訓練は均等に与えること。
- パートタイム労働を拡大する機会を制限するような障害を取り除くように経営者団体や労働組合に働きかけること。

1999年 有期契約

- 均等待遇：有期契約の労働者は、同じ作業、類似の仕事をしている無期限雇用の労働者と均等に扱われること。
- 有期雇用悪用の禁止：雇用主は正当な理由なく有期雇用労働契約を繰り返し締結し労働者の権利を否定してはならない。